地方独立行政法人長崎市立病院機構 第1期中期目標期間の業務実績に関する評価結果報告書

平成28年8月

地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1項 全体評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2項 大項目評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1 「第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき	措置」・・・・6
2 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」 ・・・・・・・・	7
3 「第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」 ・・・・・・・・・・・・	8
4 「第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」 ・・・・・・・・・・・	9
参考	
地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会における評価の基本方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
地方独立行政法人長崎市立病院機構 中期目標期間評価実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
添付資料	
第1期中期目標期間 事業報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15

はじめに

地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会は、地方独立行政法人法第30条の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構の第1期中期目標期間(平成24年度から平成27年度)における業務実績の全体について総合的に評価を実施した。

評価に際しては、当委員会において決定した、「地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会における評価の基本方針について」及び「地方独立行政法人長崎市立病院機構 中期目標期間評価実施要領」に基づき評価を行った。

当委員会は、この評価結果により、計画に照らした法人の業務の進捗状況等が議会及び市民の皆様に分かりやすく示され、これによって、法人の運営の公正、透明性の確保が図られるとともに、法人の業務の着実な進行管理、運営の更なる改善に役立てられるものとなることを期待するものである。

地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会 委員名簿

平成28年7月15日現在

職 名	氏 名
国立大学法人 長崎大学 経済学部 学部長	岡田 裕正
一般社団法人 長崎市医師会 会長	小森 清和
長崎商工会議所副会頭	里 隆光(委員長)
公益社団法人 長崎県看護協会 会長	副島 都志子
国立大学法人 長崎大学 長崎大学病院 病院長	増﨑 英明
特定非営利活動法人 おなかの赤ちゃんヘルプライン 代表理事	増本 小夜子
税理士	吉田 國廣

第1項 全体評価

1 評価結果

当委員会では、第1期中期目標期間に定める大項目ごとに、長崎市立病院機構から提出された「第1期中期目標期間 事業報告書」について、病院機構の説明を受け、質疑ののち各委員の合議により業務実績の評価を行った。

大項目評価の結果については、次の表に示し、評価内容については9ページ以降に示すように、評価を決定した。

この大項目評価の結果を踏まえ、第1期中期目標について、「財務内容に 関する目標及び新市立病院整備に関する目標のうちER型の救命救急センターの設置などについては充分達成できなかったものの、診療機能の向上に 関する目標については一定の成果を上げている。」と評価する。

〈判断理由〉

第1期中期目標期間の4年間においては、地方独立行政法人の自主性を活かし、中期目標の達成に向け、長崎みなとメディカルセンター市民病院及び成人病センターが担うべき役割を、「救急医療」、「高度・急性期医療」、「小児・周産期医療」及び「政策医療」の4つの柱とし、市民に対し安全・安心な医療を提供するため、人材の適正な配置、環境の整備などを着実に進めたことにより、医療の質や患者サービスの向上が図られた。

新市立病院の整備については、平成26年2月に第I期棟が開院し、平成28年3月の第II期棟の運用開始に伴い長崎みなとメディカルセンター市民病院と成人病センターを統合し、513床を有する免震構造やヘリポートなどを備えた高度・急性期病院としてハード面での機能向上も果たしている。しかしながら、駐車場棟については、建設予定地に雨水渠が埋設されていたことから、完成時期が平成27年度から平成28年度に変更となり、第1期中期目標期間中の供用開始に至っていない。

財務状況については、市民病院との統合を予定していた成人病センターに おいては、業務の縮小に伴う患者数の減などの影響で、第1期中期目標期間 中において、赤字となっている。

一方、市民病院の財務状況については、増収対策や費用削減対策を実施し、年度ごとの医業収益は向上しているものの、平成28年7月の513床の病院としての全面開院に向け、医師や看護師を先行的に配置したことによる人件費の増大、新市立病院の建設における土壌汚染対策の実施及び駐車場棟の工期の延長などの予定外の費用が発生し、法人設立後2年目である平成25年度以降、大きな赤字を生じている。

また、第1期中期目標期間中に設置を予定していた、ER型の救命救急センターについては、救急専門医の確保が困難であったことから、設置するに至っていないものの、院内のバックアップ体制の強化等により、24時間365日の救急患者受け入れを継続できている。

以上のような事業全体の実施状況を勘案し、上記評価を決定したものである。

第2期中期目標期間においては、財務状況について、平成25年度から平成27年度までの決算で、大幅な赤字を生じていることを厳粛に受け止め、赤字の要因分析を進めるとともに、予算と決算に乖離があることについても、計画のあり方を含め検討を行い、更なる改善対策を確実に実行し、累積欠損金の解消に努める必要がある。

今後、「救急医療」、「高度・急性期医療」など、担うべき役割を果たしていくことはもちろんのこと、収支改善に向けた効果的な取り組みを積極的に行い、持続可能な経営基盤の確立に努めることを強く求める。

第1 中期目標の期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで 大項目評価結果

		年度記			
大項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	中期目標
第2 住民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目 標を達成するためとるべき措置	С	С	А	А	A 中期目標を達成した。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	В	В	В	В	B 中期目標を概ね達成した。
第4 財務内容の改善に関する目標を 達成するためとるべき措置	В	С	С	O	C 中期目標を十分に達成できていない。
第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	В	Α	В	С	B 中期目標を概ね達成した。

評価	評価基準
S	中期目標を大幅に上回り、特に評価すべき達成状況にある。
А	中期目標を達成した。
В	中期目標を概ね達成した。
С	中期目標を十分に達成できていない。
D	中期目標を大幅に下回っている。又は重大な改善すべき事項があった。

第2項 大項目評価

第2項 大項目評価

大項目評価は、地方独立行政法人長崎市立病院機構 中期目標期間評価実施要領に規定する次の基準をもとに実施した。

評価	評価基準
S	中期目標を大幅に上回り、特に評価すべき達成状況にある。
Α	中期目標を達成した。
В	中期目標を概ね達成した。
С	中期目標を十分に達成できていない。
D	中期目標を大幅に下回っている。又は重大な改善すべき事項があった。

なお、評価委員会では、法人の自己評価を検証し、その内容を総合的に判断して評価を行うこととした。

「第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」

評価結果

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	中期目標	判断理由
評価結果	С	С	А	А	人 中期目標を達成 した。	中期計画に掲げる目標を達成していることに加え、診療機能向上に向けた取り組みが順調に行われていることから、評価を「A」とする。

(特筆すべき取り組み)

- ・入院支援センターの設立(平成24年度)
- ・血管内治療センターの設置(平成24年度)
- ・クレジットカードの対応開始(平成24年度)
- ・救急外来を設置(専任医師1名、専任看護師)(平成 25 年度)
- 救急専門医を2名確保(平成25年度)
- ハイブリッド手術室の整備(平成25年度)
- ・化学療法の専任医師の配置、サイバーナイフの導入(平成25年度)・集中治療専門医師の採用(平成27年度)
- 7対1看護体制の確立(平成25年度)

- ・ドクターヘリ受入開始(平成26年度)
- ・女性外来(マーメイド外来)の開設(平成26年度)
- ・脳神経ホットラインの開設(平成26年度)
- ・眼科の再開(平成26年度)
- ・不整脈専門医師の採用(平成27年度)
- ・特定看護師を救急部に配置(平成27年度)

- 紹介患者であっても外来の待ち時間が長いケースがあるため、待ち時間短縮に関する取り組みも必要である。
- ・救急専門医2名が平成27年度末で退職し、現在は院内のバックアップ体制で救急患者に対応しているが、今後、ER型の救 命救急センターの設置に向け、救急専門医の確保に努める必要がある。
- ・患者ニーズを把握するために、アンケート内容などの更なる工夫を要する。

2 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」

評価結果

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	中期目標	判断理由
評価結果	В	В	В	В	B 中期目標を概ね 達成した。	中期計画に掲げる目標を概ね達成しており、業務運営の 改善及び効率化の取り組みが行われていることから、評 価を「B」とする。

(特筆すべき取り組み)

- ·診療情報管理士の増員(平成24年度)
- DPC 分析ソフトの導入(平成 24 年度)
- ・ジェネリック医薬品の切り替え促進(平成24年度~平成27年度)
- ・薬剤や材料などの価格交渉の強化(平成24年度~平成27年度)
- ・診療科別の損益計算書の作成及び理事会での検証(平成 26 年度~平成 27 年度)

- ・診療報酬の算定事務の外注を取りやめ、職員において行うことによる対費用効果については、今後とも注意深く検証し、改善に努めていく必要がある。
- ・未収金の回収方法について、改修方法の検討を含め、更に努力する必要がある。
- ・PDCAサイクルを効果的に循環させ、事業の効率化をさらに進める必要がある。

3 「第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」

評価結果

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	中期目標	判断理由
評価結果	В	С	С	С	C 中期目標を十分 に達成できてい ない。	増収及び費用削減への取り組みは行われているものの、 三期連続の大幅な赤字となっており、中期計画に掲げる 目標が達成されていないことから評価を「C」とする。 なお、持続可能な経営基盤の確立に向けて、取り組むこ とを求める。

(特筆すべき取り組み)

(平成 24 年度) (平成 25 年度) (平成 26 年度) (平成 27 年度)

- ・医業収益の向上(市民病院): 8,226 百万円 ⇒ 8,473 百万円 ⇒10,120 百万円 ⇒ 11,899 百万円
- ・診療報酬算定率向上のためのプロジェクトチームの発足
- ・紹介率向上のための医療機関訪問
- ・在院日数短縮のためのクリティカルパスの適用率向上

- ・赤字解消に向けて、先行投資部分と診療報酬制度の変化などの特殊要因の部分を仕分けして、しっかりと分析を行い、今まで以上に積極的に増収対策や費用削減に取り組む必要がある。
- ・予算と決算に乖離があることについても、計画のあり方を含め見直しを行い、累積欠損金の解消方法など、更なる改善対策を 確実に実行する必要がある。
- ・持続可能な経営基盤の確立に向け、増収対策や費用削減の取り組みを確実に実行し、必ず成果をあげるように努めること。

4 「第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」

評価結果

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	中期目標 (案)	判断理由(案)
評価結果	В	А	В	С	B 中期目標を概ね 達成した。	駐車場棟建設において、スケジュールの遅れが生じているものの、診療機能部分である第Ⅰ期棟及び、第Ⅱ期棟は完成しており、「新市立病院整備基本計画」に則り、概ね目標を達成していること、また、ER型の救命救急センターの設置はできなかったものの、24時間365日救急患者を受け入れる体制は整備されていることから評価を「B」とする。

(特筆すべき取り組み)

- ·新市立病院第 I 期棟開院(平成 25 年度)
- ・新市立病院第Ⅱ期棟開院・成人病センターとの統合(平成27年度)

- ・駐車場棟については、PFI事業者と連携し、平成28年度中において、可能な限り早期の完成をめざす必要がある。
- ・ER型の救命救急センター早期の設置に向け医師の確保に取り組む必要がある。

参考

地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会における評価の基本方針について

平成25年4月4日

地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法(以下「法」という。)第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、地方独立行政法人長崎市立病院機構(以下「法人」という。)の業務実績に関する評価を実施するに当たり、次のとおり基本方針を定める。

1 基本方針

- (1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること並びに 法人の継続的な質の維持・向上に資することを目的として行う。
- (2) 評価は、中期計画及び年度計画の達成状況及び実施状況を踏まえ、法人の業務運営の状況等を多 角的な視点から捉え、総合的に行う。
- (3) 法人の中期計画及び年度計画の達成に向けて法人として特色ある取り組みや様々な工夫を行った場合は積極的に評価することとし、市民に分かりやすい視点から示すものとする。
- (4) 評価を法人に通知する場合は、法人に対し意見申立ての機会を付与する。

2 評価の方法

(1) 評価の方法

評価は、各事業年度終了時に実施する業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。) 及び中期目標期間終了時に実施する業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。) とし、それぞれについて、「項目別評価」及び「全体評価」を行う。

なお、「項目別評価」の項目については、法人が策定する中期計画及び年度計画に記載された 別表に定める大項目及び小項目とする。

(2) 法人からの報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3月以内に、当該機関における業務の実績を明らかにした報告書(以下「業務実績報告書」という。)を評価委員会に提出する。その際、各事業年度の業務実績報告書については、小項目などについて法人が行った自己評価を併せて記載する。

(3) 評価の実施

① 年度評価(法第28条第1項)

各事業年度における中期計画に定められた各項目の実施状況の調査及び分析を行い、その結果 を踏まえ、以下の手順により業務全体についての総合的な評価を行う。

ア 評価委員会における「項目別評価」(小項目、大項目)

法人から提出された「業務実績報告書」に基づき、事業の実施状況を確認及び分析し、小項目及び大項目について評価を行う。

イ 評価委員会における「全体評価」

上記アの「項目別評価」の結果を踏まえ、年度計画の達成状況及び中期計画の進捗状況全

体について総合的に評価を行う。

② 中期目標期間評価(法第30条第1項)

中期目標の期間における各項目の達成状況の調査及び分析を行い、その結果を踏まえ、以下 の手順により業務全体についての総合的な評価を行う。

ア 評価委員会における「項目別評価」(大項目)

法人から提出された「業務実績報告書」及び当該中期目標期間中の「事業年度評価」の結果を踏まえ、事業の実施状況を確認及び分析し、別表に定める大項目について評価を行う。

イ 評価委員会における「全体評価」

上記アの「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価を行う。

3 評価結果の活用

(1) 業務改善と報告

法人は、評価委員会から業務改善の指摘又は勧告を受けた場合は、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。

(2) 次期中期日標・中期計画の策定への活用

本評価の結果は、次期の中期目標及び中期計画の策定における検討に活用する。

(3) 中期目標の期間の終了時の検討(法第31条第2項)

法人の業務の特性に配慮し、市長が法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方並びに組織及 び業務全般にわたる検討を行うに当たって、本評価の結果を踏まえ意見具申を行う。

4 その他

- (1) この基本方針については、事業年度評価及び中期目標期間評価の実施結果を踏まえ、必要に応じて、 評価委員会の協議を経て、見直すことができるものとする。
- (2)「事業年度評価」及び「中期目標期間評価」に係る評価基準の詳細については、別途実施要領で定める。

(別表)地方独立行政法人長崎市立病院機構中期計画における項目一覧

	大項目	小項目
第1	住民に対して	- 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
		1 診療機能
		(1) 高度・急性期医療の充実
		(2) 地域の医療機関との連携強化
		(3) 安全安心で信頼できる医療の提供
		(4) 公立病院としての役割の保持
		2 住民・患者サービス
		(1) 患者中心の医療の提供
		(2) 住民・患者への適切な情報発信
		(3) 患者ニーズへの対応の迅速化
		(4) 職員の接遇向上
		(5) ボランティアとの協働
		3 マグネットホスビタルとしての機能
		(1) 適正配置と人材評価
		(2) 医療スタッフの育成
		4 適正な情報管理と情報公開
第2	業務運営の改	善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
		1 組織体制の充実・連携強化
		(1) PDCAサイクルの徹底による業務評価の推進
		(2) 事務部門のレベルアップ
		2 業務の見直しによる収支改善
第3	財務内容の改	善に関する目標を達成するためにとるべき措置
		持続可能な経営基盤の確立
第4	その他業務運	営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置
		新市立病院に向けた取り組み

地方独立行政法人長崎市立病院機構 中期目標期間評価実施要領

平成28年7月15日

地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法第30条の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会(以下「評価委員会」という。)が、地方独立行政法人長崎市立病院機構(以下「法人」という。)の中期目標期間に係る業務実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。)を実施するに当たっては「地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会における評価等の基本方針について(平成25年4月4日決定)」に基づき、次の要領により実施する。

1 業務実績報告書について

(1) 記載内容について

法人は、業務実績報告書を作成する際には、中期目標期間における達成状況を具体的にわかりやすく記載するとともに、中期目標に定めた項目(大項目)ごとに、自己評価及び判断理由を記載する。また、病院の実績がわかるよう工夫するとともに、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進める方法、今後の課題などを記載する。

(2) 自己評価について

法人による自己評価は、中期目標期間中の年度評価の結果を踏まえ、中期目標の大項目ごと の達成状況について、次の5段階で自己評価を行う。

- S:中期目標を大幅に上回り、特に評価すべき達成状況にある。
- A:中期目標を達成した。
- B:中期目標を概ね達成した。
- C:中期目標を十分に達成できていない。
- D:中期目標を大幅に下回っている。又は重大な改善すべき事項があった。

2 評価委員会による評価の具体的方法

評価委員会による評価は、原則として中期計画に定める項目ごとに、次の(1)から(2)の手順に より行う。

(1) 項目別評価【大項目評価】

評価委員会において、法人の自己評価や中期目標期間中の取組等を検証し、大項目ごとの目標の達成状況について、法人の自己評価と同様にSからDの5段階による評価を行い、そのように判断した理由等を示す。

(2) 全体評価の具体的方法

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標期間の全体的な達成状況について総合 的に判断し、記述式による評価を行う。

〈評価の際の留意点〉

○ 全体評価においては、病院改革の取り組み(法人運営における業務運営の改善・効率化、 財務内容の改善など)を積極的に評価する。

- 全体評価においては、中期目標期間中の主な取組や特色ある取組及び特に優れている点など特筆すべき取組について記載する。
- 評価の中で改善すべき事項については、評価委員会の意見として評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行う。

添付資料